様式第２号（政務活動実施報告書）

25 年　11 月　14 日

井原市議会議長
宮地　俊則　様

井原市議会議員　　坊野　公治

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

１．実　施　期　間	平成 25 年 11 月 5 日（火）
２．研修会等の開催地または視察、要請・陳情活動先	東京都千代田区一番町 21 ㈱PHP 研究所　東京本部
３．研修会等の名称または視察、要請・陳情活動内容	公共施設マネジメントに「PFI」を活用する方法
４．研修会等の講師名または視察、要請・陳情活動先の担当者名	熊谷弘志事務所代表　熊谷弘志 神奈川大学人間科学部特任教授　南　学
５．活　動　内　容	PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法である。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づき実施するものである。

１．報告書は、政務活動終了後２週間以内に提出すること。
２．活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

しかし、現在 PFI には 3 つの誤解が考えられる。

1）PFI は施設整備費を割賦払いする方法か？

2）PFI の VFM（バリュー・フォー・マネー）の源泉は人件費や建設費の削減か？

3）PFI のリスク移転とは民間事業者への結果責任の転嫁か？

当初、PFI 導入により官民連携によって財政の健全化を達成することを期待していた。本来の PFI 手法は、民間投資によって公共サービスを提供する施設を整備・所有させ、その施設を利用した民間サービスを公共が購入する仕組みである。事業契約、融資契約、直接契約を活用して民間へリスクを移転することである。しかし、日本で行われてきた方法は、契約が割賦であるため、契約を締結しても、従来の公共リスク（資産老朽化リスク）を民間に移転する事が出来ない。

これからは、PFI や PPP（官民パートナーシップ）が適切に活用されているかどうかを検証することが議会の重要な役割となってくる。

本市においては、人口規模などにより PFI による公共施設マネジメントはなかなか考えにくいが、図書館などは対象になると考えられる。人口減少が進み、税収が減少していく中において公共施設の管理費、建て替え費は必ず発生してくるものである。これからは、公共施設の資産管理を台帳化し、民間投資で設備投資し、その施設のサービスを官が購入することで、公的債務を増やすことなく施設整備や施設の再投資を行っていく事が必要になってくると考える。